

# ○広島国際会議場条例

平成元年 3 月 20 日

条例第 12 号

(目的及び設置)

第 1 条 本市における国際交流の推進及び市民の文化の向上を図るため、広島国際会議場(以下「会議場」という。)を設置する。

(位置)

第 2 条 会議場は、広島市中区中島町 1 番 5 号に置く。

(使用の許可)

第 3 条 会議場の施設及びその附属設備(市長の定める施設及びその附属設備を除く。)を使用しようとする者(市長の定める施設にあつては、専用して使用しようとする者に限る。)は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の許可をする場合において、会議場の管理運営上必要があると認めるときは、その使用について条件を付することができる。

3 市長は、第 1 条の目的以外の目的に使用する場合であつても、使用の用途が適当であると認めるときは、第 1 項の許可をすることができる。

(使用の制限)

第 4 条 次の各号のいずれかに該当するときは、会議場の施設及びその附属設備の使用の許可をしない。

- (1) 秩序又は風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 会議場の施設又は設備をき損するおそれがあるとき。
- (3) 会合の性質が騒じようを起こすおそれがあるとき。
- (4) 故意に使用目的を偽っていると認められるとき。
- (5) その他管理運営上支障があるとき。

2 会議場の施設及びその附属設備は、引き続き 7 日を超えてはその使用を許可しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(入場の制限)

第 5 条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入場を拒み、又は退場を命ずることができる。

- (1) 伝染性の病気にかかっていると認められる者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になる物品又は動物の類を携帯する者
- (3) 秩序又は風俗を乱すおそれがあると認められる者
- (4) その他管理運営上支障があると認められる者

(目的外使用等の禁止)

第 6 条 第 3 条第 1 項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、会議場の施設及びその附属設備を許可を受けた目的以外に使用し、転貸し、又はその使用权を譲渡してはならない。

(平 17 条例 99・旧第 9 条線上・一部改正)

(特別設備の設置の許可)

第 7 条 会議場の施設を使用する場合において、特別の設備を設けようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の許可をする場合においては、第 3 条第 2 項の規定を準用する。

(平 17 条例 99・旧第 10 条線上)

(使用許可の取消し等)

第 8 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第 3 条第 1 項若しくは前条第 1 項の許可を取り消し、又は使用者に対し、使用の制限、使用の停止若しくは退去を命ずることができる。

- (1) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則若しくは命令に違反したとき。
- (2) 使用者が使用条件に違反したとき。
- (3) 第4条第1項各号に規定する事態が発生したとき。

(平 17 条例 99・旧第 11 条繰上)

(原状回復義務)

第 9 条 使用者は、会議場の施設及びその附属設備の使用を終了したとき、又はその使用許可を取り消されたときは、直ちにこれを原状に回復して返還しなければならない。

(平 17 条例 99・旧第 12 条繰上)

(損害賠償義務)

第 10 条 会議場の施設又は設備をき損し、又は滅失した者は、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(平 17 条例 99・旧第 13 条繰上)

(市の損害賠償責任)

第 11 条 本市は、第 8 条の規定による処分により使用者が損害を受けることがあつても、その賠償の責めを負わない。

(平 17 条例 99・旧第 14 条繰上・一部改正)

(指定管理者による管理)

第 12 条 会議場の管理は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

- 2 前項の規定により会議場の管理を指定管理者に行わせる場合における第 3 条、第 4 条、第 7 条及び第 8 条の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「市長の許可」とあるのは「第 12 条第 1 項の指定管理者の許可」と、同条第 2 項及び第 3 項、第 4 条第 2 項、第 7 条第 1 項並びに第 8 条中「市長」とあるのは「第 12 条第 1 項の指定管理者」とする。

(平 17 条例 99・追加)

(指定管理者の指定の手続)

第 13 条 指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 指定管理者の指定は、次に掲げる基準に適合するもの以外のものに対し行つてはならない。
  - (1) 使用者の平等な会議場の使用が確保されること。
  - (2) 事業計画書の内容が、会議場の設置の目的を効果的に達成し、かつ、その管理に要する経費を縮減できるものであること。
  - (3) 事業計画書に沿つた会議場の管理を安定して行う能力を有していること。

- 3 市長は、指定管理者を指定したときは、その旨を告示するものとする。指定管理者の指定を取り消し、又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。

(平 17 条例 99・追加)

(指定管理者が行う管理の基準)

第 14 条 指定管理者は、会議場の管理を行うに当たつては、この条例及びこの条例に基づく規則の規定に従わなければならない。

(平 17 条例 99・追加)

(指定管理者が行う業務の範囲)

第 15 条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 会議場の使用の許可に関すること。
- (2) 会議場への入場の制限に関すること。
- (3) 会議場の特別設備の設置の許可に関すること。
- (4) 会議場の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (5) その他市長が定める業務

(平 17 条例 99・全改)

(利用料金等)

第 16 条 使用者は、指定管理者に会議場の使用に係る料金(以下「利用料金」という。)

を支払わなければならない。

- 2 利用料金は、使用の許可の際、支払わなければならない。ただし、指定管理者において特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- 3 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内で指定管理者が市長の承認を受けて定める額とする。
- 4 利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。
- 5 指定管理者は、市長の承認を受けて定める基準により、利用料金を減免し、又は返還することができる。
- 6 指定管理者の指定を取り消し、又は管理の業務の全部若しくは一部(利用料金の収受を含む場合に限る。)の停止を命じた場合等で、市長が会議場の管理を行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、市長は、別表に定める額の範囲内において市長が定める額の使用料を徴収する。
- 7 第1項、第2項及び第5項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第1項中「指定管理者に会議場の使用に係る料金(以下「利用料金」という。)」とあるのは「市長に会議場の使用料」と、第2項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、第5項中「指定管理者は、市長の承認を受けて定める基準により、利用料金」とあるのは「市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料」と、別表中「金額」とあるのは「使用料の額」と、「超過金額」とあるのは「超過使用料の額」と読み替えるものとする。

(平17条例99・追加)

(委任規定)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(平17条例99・旧第16条繰下)

附 則

この条例は、平成元年7月1日から施行する。

附 則(平成7年3月20日条例第13号)

- 1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に許可のあった広島国際会議場の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成9年3月27日条例第10号 抄)

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 次に掲げる使用料、手数料等については、なお従前の例による。
  - (1) この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に許可のあった区民文化センター、広島国際会議場、広島平和記念資料館、広島ユース・ホテル、広島市西新天地公共広場、広島市森林公園、広島市と畜場、広島市国際青年会館、広島市少年自然の家、広島市婦人教育会館、広島市現代美術館、広島市文化創造センター、広島市総合屋内プール、広島市スポーツセンター、広島市運動場及び広島市民球場の使用に係る使用料

附 則(平成16年3月30日条例第11号)

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に許可のあった広島国際会議場の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成17年7月8日条例第99号)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第12条に規定する指定管理者の指定に関し必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。
- 3 この条例の施行の日前に納付された使用料の返還については、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行の日前に、同日以後の使用に係る使用料を納付し、又は当該使用料の減免を受けた者は、当該使用に関し、改正後の第16条の規定による利用料金を支払うことを要

しない。

附 則(平成 26 年 2 月 28 日条例第 1 号 抄)

1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 16 条関係)

(平 7 条例 13・平 9 条例 10・平 16 条例 11・平 17 条例 99・平 26 条例 1・一部改正)

(1) 施設

ア 大ホール及びリハーサル室

区分	金額							超過金額 (30分までごとに)		
	午前 (午前 9 時から 正午ま で)	午後 (午後 1 時から 午後 4 時まで)	夜間 (午後 5 時から 午後 9 時まで)	午前 後 (午前 9 時から 午後 4 時まで)	午後 間 (午後 1 時から 午後 9 時まで)	1日 (午前 9 時から 午後 9 時まで)	午前 8 時 から 午前 9 時 ま で の 時 間	正午 か ら 午後 1 時 ま で の 時 間	その 他 の 時 間	
大 ホ ー ル	平日	円 93,420	円 146,050	円 208,750	円 191,560	円 283,830	円 313,710	円 9,320	円 14,560	円 20,850
	土 曜 日、 日 曜 日 又 は 休 日	円 97,080	円 175,200	円 219,130	円 217,770	円 315,400	円 343,910	円 9,630	円 17,500	円 21,900
リ ハ ー サ ル 室		円 11,530	円 17,710	円 28,300	円 24,730	円 35,530	円 40,980	円 1,150	円 1,670	円 2,820

備考 この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日をいう。

イ 控室

単位	金額
1室につき	2,360円

ウ 国際会議ホール、大会議室、中会議室、小会議室、会議運営事務室及び会議運営事務室ロビー

区分	金額				超過金額 (30分までごとに)		
	午前 (午前 9 時から 正午ま で)	午後 (午後 1 時から 午後 5 時まで)	夜間 (午後 6 時から 午後 9 時まで)	1日 (午前 9 時から 午後 9 時まで)	午前 8 時 から 午前 9 時 ま で の 時 間	正午 か ら 午後 1 時 ま で の 時 間	その 他 の 時 間
国際会議ホール	円 102,000	円 136,010	円 135,650	円 336,260	円 10,100	円 13,540	円 13,540
大会議室	円 102,000	円 136,010	円 135,650	円 336,260	円 10,100	円 13,540	円 13,540
中会議室	円 50,990	円 68,120	円 67,870	円 168,230	円 4,980	円 6,760	円 6,760

小会議室	37,800	50,410	50,280	124,600	3,680	4,980	4,980
会議運営事務室	78,220	104,260	104,020	257,890	7,710	10,320	10,320
会議運営事務室ロビー	13,890	18,540	18,540	46,600	1,300	1,760	1,760

備考

- 1 大会議室、中会議室若しくは小会議室を区分してその2分の1を使用する場合又は会議運営事務室を区分してその6分の1を使用する場合の金額は、この表に定める額のそれぞれ2分の1又は6分の1の額(その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた額)とする。
  - 2 商品の展示又は陳列のために使用する場合の金額は、この表により算定した額の2倍の額とする(会議運営事務室ロビーを除く。)
- (2) 附属設備 市長の定める額

## ○広島国際会議場条例施行規則

平成元年 6 月 2 日

規則第 98 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島国際会議場条例(平成元年広島市条例第 12 号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(休館日及び開館時間)

第 2 条 広島国際会議場(以下「会議場」という。)の休館日及び開館時間は、次のとおりとする。ただし、都合により休館日又は開館時間を変更することがある。

(1) 休館日

12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで

(2) 開館時間

午前 9 時から午後 9 時まで。ただし、国際交流ラウンジにあっては、4 月 1 日から 9 月 30 日までの間は午前 9 時から午後 7 時まで、10 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの間は午前 9 時から午後 6 時までとする。

2 条例第 12 条第 1 項の規定により会議場の管理を同項の指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせる場合においては、当該指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て、前項に規定する休館日に開館し、又は同項に規定する開館時間を延長することができる。

(平 3 規則 19・平 12 規則 39・平 14 規則 36・平 17 規則 172・平 18 規則 7・一部改正)

(使用許可の手續)

第 3 条 条例第 3 条第 1 項の規定により使用許可を受けようとする者は、所定の申請書を市長に提出しなければならない。

2 使用許可の申請は、その申請に係る使用日の 1 年前(大ホールの使用に伴わないリハーサル室又は控室の使用にあっては、1 か月前)のものについては、これを受け付けない。ただし、市長において特にやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

3 市長は、条例第 3 条第 1 項の規定により許可をしたときは、所定の許可書を申請者に交付する。

(平 2 規則 19・一部改正)

第 4 条 条例第 3 条第 1 項の使用について市長の許可を要しない施設及びその附属設備は、施設にあっては国際交流ラウンジとし、附属設備にあっては別表に掲げる附属設備以外の附属設備とする。

2 条例第 3 条第 1 項の専用して使用する者に限り市長の許可を要する施設は、会議運営事務室ロビーとする。

(平 18 規則 7・一部改正)

(指定管理者の指定に係る申請書の提出等)

第 5 条 条例第 13 条第 1 項の規定による提出は、市長が定める期間に所定の申請書によりしなければならない。

2 条例第 13 条第 1 項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 収支予算書

(2) 定款その他これに準ずるもの

(3) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書

(4) 決算その他の経営状況に関する書類

(5) その他市長が必要と認める書類

(平 17 規則 172・追加、平 20 規則 104・平 25 規則 84・一部改正)

(附属設備の利用料金等)

第 6 条 条例別表の(2)の市長の定める額は、別表のとおりとする。

2 条例第 16 条第 7 項の規定により同条第 1 項、第 2 項及び第 5 項の規定を同条第 6 項の場合について準用する場合における別表の規定の適用については、同表中「金額」とあるのは「使用料の額」と、「利用料金」とあるのは「使用料」とする。

(平 17 規則 172・旧第 5 条繰下・一部改正)

(指定管理者に管理を行わせる場合における読替え)

第 7 条 条例第 12 条第 1 項の規定により会議場の管理を指定管理者に行わせる場合における 第 3 条及び第 4 条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(平 17 規則 172・追加)

附 則

この規則は、平成元年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 2 年 3 月 30 日規則第 19 号)

この規則は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 3 年 3 月 30 日規則第 19 号)

この規則は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 9 年 3 月 31 日規則第 39 号)

1 この規則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行の日前に許可のあった広島国際会議場の附属設備の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則 (平成 12 年 3 月 31 日規則第 39 号)

この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 14 年 3 月 28 日規則第 36 号)

この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (／平成 17 年 9 月 16 日規則第 172 号／平成 18 年 2 月 24 日規則第 7 号／)

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 20 年 11 月 27 日規則第 104 号 抄)

この規則は、平成 20 年 12 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 25 年 7 月 25 日規則第 84 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 26 年 2 月 28 日規則第 2 号 抄)

1 この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

別表 (第 4 条、第 6 条関係)

(平 9 規則 39・平 14 規則 36・平 17 規則 172・平 26 規則 2・一部改正)

区分	品名		単位	金額	摘要
舞台 設備	平台	縦 1.8メートル	1 個につき	730 円	
		横 1.8メートル			
		縦 1.5メートル	1 個につき	620 円	
		横 1.8メートル			
		縦 1.2メートル	1 個につき	620 円	
	横 1.8メートル				
		縦 0.9メートル	1 個につき	510 円	
		横 1.8メートル			
		縦 0.6メートル	1 個につき	410 円	
		横 1.8メートル			
	ひ毛せん		1 枚につき	300 円	
	高座用座布団		1 枚につき	100 円	
	長座布団		1 枚につき	100 円	
	地がすり		1 式につき	4,280 円	2 枚を 1 枚とする。

	上敷		1枚につき	510円	
	金びょうぶ	大	半双につき	1,770円	
		中	半双につき	1,150円	
		小	半双につき	510円	
	指揮者台		1式につき	1,250円	指揮者用譜面台1脚を含む。
	譜面台		1脚につき	100円	
	譜面灯		1台につき	100円	
	めくり台		1脚につき	2,080円	
	舞台机		1脚につき	200円	
	ピアノ用椅子		1脚につき	300円	
	コントラバス用椅子		1脚につき	300円	
	演奏者用椅子		1脚につき	100円	
	チェロ台		1台につき	620円	
	バレエ用シート		1式につき	5,330円	15枚を1式とする。
	可動式ステージ		1枚につき	1,560円	
	ドライアイスマシン		1台につき	3,760円	ドライアイスを除く。
楽器	フルコンサートピアノ	外国製	1台につき	16,130円	調律料は、使用者の負担とする。
		日本製	1台につき	10,800円	
	セミコンサートピアノ	1台につき	7,530円		
	アップライトピアノ	1台につき	4,280円		
	チェンバロ	1台につき	16,130円		
	パイプオルガン	1台につき	16,130円		
	電子オルガン	1台につき	6,380円		
照明設備	照明Aセット 〔サスペンションライト 40台 シーリングライト 24台 フロントライト 24台 ローアーホリゾンライト 1式 アッパーホリゾンライト 1式〕		1式につき	20,430円	
	照明Bセット 〔サスペンションライト 20台 シーリングライト 12台 フロントライト 16台〕		1式につき	8,580円	
	ローアーホリゾンライト		1式につき	2,610円	
	アッパーホリゾンライト		1式につき	2,610円	



シーリングライト		1 式につき	2,610 円		
フォロースポットライト	2 キロワットまで	1 台につき	4,280 円		
	1 キロワットまで	1 台につき	510 円		
サスペンションライト	1 キロワット	1 台につき	300 円		
	750 ワット	1 台につき	200 円		
	500 ワット	1 台につき	100 円		
エリプソイダルスポットライト		1 台につき	510 円		
オーロラマシン		1 台につき	830 円		
ファイヤーエフェクトマシン		1 台につき	830 円		
カレイドスコープ		1 台につき	1,560 円	プロジェクタースポット及び先玉レンズを含む。	
芯なしダブルマシン		1 台につき	1,560 円		
エフェクトマシン		1 台につき	1,560 円		
リニヤエフェクトマシン		1 台につき	1,560 円		
リップルマシン		1 台につき	1,560 円		
スライドキャリア		1 台につき	1,560 円		
ストロボスコープ		1 台につき	1,560 円		
ミラーボール		1 台につき	1,560 円		
ストリップライト		1 台につき	510 円		
手元灯		1 個につき	100 円		
レールライト		1 台につき	100 円		
音響設備	拡声装置	1 式につき	8,580 円		
	ダイナミックマイク	1 本につき	1,030 円		
	コンデンサーマイク	1 本につき	1,560 円		
	3 点つり用マイク	1 本につき	1,770 円		
	ワイヤレスマイク	1 本につき	3,130 円	電池を含む。	
	床上型マイクスタンド	1 本につき	300 円		
	卓上型マイクスタンド	1 本につき	100 円		
	3 点つり装置	1 式につき	1,030 円	マイクを除く。	
	1 点つり装置	1 式につき	1,030 円	マイクを除く。	
	効果アンプ	1 台につき	2,080 円		
	ステージスピーカー	大	1 式につき	3,130 円	
		小	1 式につき	2,080 円	
	ミキサー		1 台につき	4,280 円	可搬型のものをいう。

	コンポーネントステレオ		1台につき	620円	
	ワイヤレスアンプ		1台につき	3,130円	
	オープンテープレコーダー		1台につき	4,280円	
	カセットテープレコーダー		1台につき	3,130円	
	デジタルオーディオテープレコーダー		1台につき	3,130円	
	ミニディスクレコーダー		1台につき	3,130円	
	ラジオカセットレコーダー		1台につき	510円	
	コンパクトディスクプレーヤー		1台につき	3,130円	
	レコードプレーヤー		1台につき	2,080円	
同時通訳設備	同時通訳装置(据付型)	3チャンネル以下のもの	1式につき	37,730円	
		3チャンネルを超えるもの	1チャンネルにつき	37,730円に3チャンネルを超える1チャンネルまでごとに5,330円を加算して得た額	
	同時通訳装置(可搬型)		1式につき	26,930円	
	同時通訳ブース(可搬型)		1台につき	26,930円	
	レシーバー		1個につき	410円	電池を含む。
映像設備	オーバーヘッドプロジェクター	1200ワット	1台につき	10,800円	
		575ワット	1台につき	2,610円	
		400ワット	1台につき	1,560円	
	35ミリ映写機		1台につき	16,130円	
	16ミリ映写機	据付型	1台につき	10,800円	
		可搬型	1台につき	5,860円	
	スライド映写機	据付型	1台につき	10,800円	
		可搬型	1台につき	2,610円	
	ディゾルブコントローラー		1台につき	2,610円	
	ハイビジョンビデオプロジェクター		1台につき	161,470円	
	ビデオプロジェクター		1台につき	21,600円	
	ビデオデッキ		1台につき	3,130円	
	ビデオモニター		1台につき	3,130円	
	レーザーポインター		1個につき	1,030円	
オーバーヘッドカメラ		1台につき	2,610円		

	スクリーン	大	1枚につき	5,330円	
		中	1枚につき	3,130円	
		小	1枚につき	1,560円	
その 他	演台		1式につき	2,080円	花台を含む。
	司会者台		1台につき	1,560円	
	ホワイトボード		1台につき	510円	
	万国旗		1枚につき	200円	
	万国旗用ポール		1本につき	200円	
	ロッカー		1個につき	100円	楽屋に設置されたものを除く。
	テレビ中継設備		1式につき	10,800円	
	ラジオ中継設備		1式につき	5,330円	
	電源装置		1キロワット までごとに	300円	持込電気器具の定格消費電力につき算定する。

備考

- この表における同時通訳設備及びハイビジョンビデオプロジェクターの利用料金は1日(午前9時から午後9時まで)ごとに、ロッカーの利用料金は1回ごとに、その他の附属設備を使用する場合で、大ホール、リハーサル室又は控室で使用するときの利用料金は午前(午前9時から正午まで)、午後(午後1時から午後4時まで)及び夜間(午後5時から午後9時まで)のそれぞれごとに、国際会議ホール、大会議室、中会議室、小会議室、会議運営事務室又は会議運営事務室ロビーで使用するときの利用料金は午前(午前9時から正午まで)、午後(午後1時から午後5時まで)及び夜間(午後6時から午後9時まで)のそれぞれごとに徴収する。
- 取付け及び操作は、使用者において行うものとする。